

第1回智頭町議会定例会会議録

平成31年3月7日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 2号 平成31年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第 7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第11. 議案第 8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第 9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第11号 平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第20. 議案第27号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 第21. 議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正について

- 第 23. 議案第 30 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 24. 議案第 31 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 25. 議案第 32 号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第 26. 議案第 33 号 字の区域の変更について
- 第 27. 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 第 28. 議案第 14 号 平成 30 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 29. 議案第 15 号 平成 30 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 30. 議案第 16 号 平成 30 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 第 31. 議案第 17 号 平成 30 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 5 号)
- 第 32. 議案第 18 号 平成 30 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 7 号)
- 第 33. 議案第 19 号 平成 30 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第
5 号)
- 第 34. 議案第 20 号 平成 30 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 第 35. 議案第 21 号 平成 30 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 36. 議案第 22 号 平成 30 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 37. 議案第 23 号 平成 30 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 38. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 2 号 平成 31 年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 3 号 平成 31 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算

- 第 7. 議案第 4 号 平成 3 1 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 5 号 平成 3 1 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 6 号 平成 3 1 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 7 号 平成 3 1 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 8 号 平成 3 1 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12. 議案第 9 号 平成 3 1 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 13. 議案第 10 号 平成 3 1 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 14. 議案第 11 号 平成 3 1 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 15. 議案第 12 号 平成 3 1 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 16. 議案第 13 号 平成 3 1 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 17. 議案第 24 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 18. 議案第 25 号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 19. 議案第 26 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 20. 議案第 27 号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 第 21. 議案第 28 号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 29 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 30 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 24. 議案第 31 号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第 25. 議案第 32 号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について
- 第 26. 議案第 33 号 字の区域の変更について
- 第 27. 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 第 28. 議案第 14 号 平成 3 0 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 29. 議案第 15 号 平成 3 0 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 30. 議案第 16 号 平成 3 0 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 第31. 議案第17号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算
(第5号)
- 第32. 議案第18号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第7号)
- 第33. 議案第19号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第
5号)
- 第34. 議案第20号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正
予算(第1号)
- 第35. 議案第21号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 第36. 議案第22号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第37. 議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)
- 第38. 陳情について

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 都 橋 一 仁	2番 安 道 泰 治
3番 國 本 誠 一	4番 河 村 仁 志
5番 大河原 昭 洋	6番 高 橋 達 也
7番 岩 本 富美男	8番 中 野 ゆかり
9番 岸 本 眞一郎	10番 酒 本 敏 興
11番 大 藤 克 紀	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員(0名)

1. 会議に出席した説明員(16名)

町	長	寺 谷 誠一郎
副	町	長 金 児 英 夫
教	育	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
企 画 課	長	酒 本 和 昌

税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	岡 田 光 弘
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	福 安 教 男
病 院 事 務 部 長	矢 部 久美子

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	岡 本 康 誠

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、大河原昭洋議員、6番、高橋達也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの14日間にしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から20日までの14日間に決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成31年2月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、3月1日付をもって町長、並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の施政方針並びに提案理由説明

○議長（谷口雅人） 日程第4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはお忙しいところ出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、平成30年は世相をあらわす漢字に「災」が選ばれたように、西日本豪雨や相次ぐ大型台風の上陸、大阪北部や北海道での地震、災害級の暑さとも表現された記録的な猛暑など、日本全国でかつてないほど災害が多発した年でした。

本町においても、7月の西日本豪雨では大雨が降り続き、町内各所で路面崩壊や土砂流入などにより道路が寸断し、一時、陸の孤島状態となりました。また、床上浸水などの家屋被害、田畑、河川の被害、林道、作業道の被害など、多くの地域が被災しましたが、幸いなことに人的被害はありませんでした。

災害発生時の応急対応や復旧に際しては、消防団、地元建設業をはじめ、多くの関係者の皆様に迅速で献身的な対応をしていただきましたことに、深く感謝申し上げます。

この災害では、消防団による土のう積みや安否確認、各所に自主的に設置された避難所、集落で声をかけ合っただけの避難行動など、地域の防災力の大切さを改めて実感したところであり、地域のつながりによる防災力強化に全力で取り組んでまいり所存であります。

それでは、諸議案の説明に先立ちまして、平成31年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、今議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

さて、我が国の経済状況は、景気回復が緩やかではありますが長期間にわたって継続しており、企業収益が過去最高を記録し、失業率も低下するとともに、中小企業を含め、賃金の上昇が続いているとされていますが、通商問題の動向を含む海外経済の不確実性や、金融資本市場変動の影響等に留意する必要があります。また、本年10月に消費税引き上げが控えており、これに伴う需要変動にも注視する必要があります。

財政面では、国、地方の歳入は景気回復の継続などに伴い増加する一方、人口減少や少子高齢化は経済成長の制約要因であるとともに、社会保障の支え手減少や医療、介護費用の歳出増加は財政健全化の足かせとなり、経済・財政再生計画の枠組みのもと、必要な分野への重点化を図りながらも、社会保障改革を軸とする歳出改革の取り組みを継続し、歳入改革についても継続すべきとされているところであります。

このような中、平成31年度の地方財政計画では、地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行う

ことができるよう、一般財源総額では前年度を1%上回る額が確保され、地方交付税にあっても1.1%の増となりましたが、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税で見ると2.8%の減となっています。

平成30年度に廃止された歳出特別枠の減少も相まって、実質的な地方交付税の減額は、本町財政に対して極めて厳しい影響を及ぼすことが懸念されるところであります。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税の個人にあっては給与所得の増により、法人にあっても法人税割の増により、また、軽自動車税につきましても環境性能割課税の開始により、それぞれ増収を見込んでいますが、固定資産税が償却資産分の減に伴い、大幅な減収見込みであり、町税全体では減収見込みとなるなど、一般財源の確保が困難となっています。

一方、公債費などの義務的経費は累増するほか、人口減対策や防災・減災対策など、喫緊の行政課題に対応する新たな経費も必要であり、なお厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

しかしながら、このような財政状況にあっても、平成29年3月に策定した「第7次智頭町総合計画」と、平成27年8月に作成した、「まち・ひと・しごと創生 智頭町総合戦略」を連動させながら、本町が取り組むべき諸課題に、将来を見据え、積極的に対応していかなければなりません。

私は、町長就任以来、疲弊した世の中にあって、地方の時代、田舎の時代のよさが見直されるときが必ずやってくると信じ、低迷する林業と農業にあえて光を当て、訪れる人がいやされるまちを目指して、「みどりの風が吹く疎開のまち智頭」をまちの表札として掲げ、諸施策に取り組んできたところであり、林業・農業を軸とした町民が主役のまちづくりの理念は、第7次総合計画でも継承していくこととしております。

この第7次総合計画では、第6次総合計画での成果を次のステップへと進めるため、これまで培ってきた地域資源を主役である町民一人一人が認識し、そして連携し合いながら共通のまちのビジョンを描くことをテーマとして、「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」をまちの将来像に掲げ、一人一人が豊かで幸せな「ちづ暮らし」を実現できる社会を目指すこととしております。

また、明日の智頭町は、住民一人一人が光り輝き、元気な集落、元気な地区が形づくると考えており、そのことが理想とする地域自治、住民自治に

つながっていくものと信じ、諸施策に取り組んでまいりました。

高度経済成長期からバブル崩壊期にかけ、若者の都市部への流出が加速し、中山間地域の自治体では、急激な人口減少による過疎高齢化が進みました。このような中、本町では日本1/0村おこし運動を平成9年に立ち上げ、まちの活性化は集落の活性化からという視点で活動に取り組んでいます。この活動も23年目を迎え、集落から地区に進化した旧小学校区単位での地区振興協議会も、平成20年に山形・山郷地区での立ち上げから12年目となり、それぞれの振興協議会では、地域の特色を生かしたさまざまな取り組みを積極的に実施していただき、着実に成果が見えてきていると実感しているところであります。

平成23年度末には、小学校を統合した結果、5地区に残った旧小学校空き校舎等の利活用につきましても、地区振興協議会が中心となって検討を行い、企業誘致や企業研修の受け入れ、キクラゲ栽培など、地域の特色を生かした取り組みが進められていますが、本町が進めている福祉のまちづくりの視点も取り入れながら、今後も日本1/0村おこし運動を推進していくとともに、地区振興協議会10年の取り組み後を見据えた、新たな展開を行ってまいりたいと考えております。

また、平成20年12月に第1回企画提案会を開催して以来、本年12月で12年目を迎える百人委員会につきましても、一般から中学生、智頭農林高校生、鳥取大学生と、幅広い年齢層からの提案をいただくまでとなり、その提案は本町の魅力発信と活性化に大きく貢献しているところでありますが、町民の自立度を高め、活力ある地域づくりを推進しながら、本町ならではの住民自治を実践するという智頭町百人委員会の理念のもと、一層の飛躍を期待するものであります。

現在、地方創生の名のもと、全国の自治体がさまざまな事業に取り組んでいますが、日本1/0村おこし運動、百人委員会など、本町が取り組んできた活動はまさに地方創生の先駆けであり、今後も住民と行政が協働することにより、住民自治力を高め、その役割を果たすべく、さらなるまちづくりに邁進してまいります。

また、一昨年から取り組んでいます、みんなで支え合う「智頭らしい地域福祉」の実現につきましても、それぞれの地域の個性を発揮し、そこに住む住民がともに支え合いながら地域が幸せになり、心も暮らしも豊かに生きていくことこそが福祉の原点であるとの考えのもと、住みなれた地域で安心して暮らしていけ

るよう地域とのつながりに重点を置き、それぞれの地域の皆様とともに考え、智頭らしい地域福祉を推進することとしております。

このような考えのもと編成しました平成31年度一般会計予算は、西日本豪雨災害の復旧事業をはじめ、地方創生総合戦略施策の推進、地域で支え合う福祉の推進、子育て支援、移住・定住促進対策、林業・農業の振興、消防防災体制の整備、社会資本整備総合交付金事業を活用した道路・橋梁整備、平成32年度の開館を目指した新図書館整備事業の推進などに要する経費を計上したところであり、予算総額は前年度比8億300万円、13.4%増の67億9,000万円となりました。

平成31年度当初予算編成に当たっての基本姿勢であります。近年の多発する大規模災害は、町民の日常生活にも多大な影響を及ぼすこととなり、大規模災害などの自然現象の脅威から町民の安全安心を確保し、町民の生命・財産を守ることがまちづくりの基本と考えます。

その中で、道路・橋梁の整備、ライフラインの強化など、ハード面の整備強化につきましては、行政が取り組むべき重要課題であります。災害発生直後においては、全ての方に行政が支援を行うことは不可能であることから、自助・共助の大切さを伝え、それぞれの役割を認識し実践できる体制づくりなど、ソフト面も同様に重要であるため、ハード、ソフト両面の対策について全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、総合戦略事業も5年を迎え、育みの郷構想事業、疎開や癒しの郷構想事業及び林業の郷構想事業については、事業の進捗も進み、新年度は総仕上げと点検の年となります。また、図書館を中心にしたにぎわい創出事業に新年度から本格的に着手し、新図書館整備に合わせ、中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

国は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018年改訂版」において、地方創生の新たな展開としての飛躍に向け、次期総合戦略の準備を開始することを明記しました。本町においても現行の総合戦略の検証を行い、次期総合戦略における政策課題の洗い出しなどを進めてまいります。

福祉分野では、引き続き、智頭町に暮らす全ての住民が、住みなれた地域とともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かな自立した生活を送ることができるまちを目指します。このため、「支え合い」をキーワードに、居

場所づくりと介護予防に力を入れた地域づくりの支援を展開するとともに、特に介護予防については病院と連携して、地域リハビリテーション活動の推進に努めてまいります。

また、保健・医療・福祉対策を一体的に推進し、町民が健康で生き生きと生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、疾病予防、健診事業、健康づくり事業、介護予防事業などの充実や、地域包括ケア体制構築を推進するとともに、関係者や地域との連携を図りながら、生活困窮者自立支援法に基づき就労支援事業の充実に努めてまいります。

現在の子どもを取り巻く社会状況を踏まえ、子どもの居場所事業、学習支援事業を継続するとともに、産前・産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面で切れ目のない支援を行います。また、虐待をはじめとする問題や課題を抱える子どもの対応について、保健福祉部門の専門的かかわりをより強化するため、子ども家庭福祉事業を福祉課で行い、教育課等関係機関と連携のもと支援の充実に努めます。

子育て支援分野では、少子化・核家族化・共働き家庭の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現が求められていますが、平成30年度に実施した保護者ニーズ調査の結果を踏まえ、平成32年度を始期とする「第2期智頭町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、母子保健、福祉施策等と連携した切れ目のないサポート体制を構築してまいります。

林業につきましては、新たに本年度4月から施行される森林経営管理法や、通常国会で審議中の森林環境譲与税など、林野庁行政の新たな枠組みづくりが進められている中で、本町の重要な基幹産業である林業の振興にしっかりと取り組んでまいります。

農業につきましては、農業従事者の高齢化、担い手不足、ニホンジカ等による農作物被害など、多くの課題を抱える中で、農地利用の適性化を図りつつ、本町の豊かな自然環境が育むホンモノの農産物の供給体制づくりを、積極的に推進してまいります。

移住・定住促進対策につきましては、本町への移住希望者は、特に子育て世代を中心に増加傾向にありましたが、近年若干伸び悩む状況となりました。豊かな自然のみならず、本町の特性を十分に引き出し、智頭を本気で好きになっていた

だけの方をふやすよう、いま一度施策の充実を図ることにより、移住・定住人口の増加につなげてまいります。

消防・防災分野では、町民の生命・財産を守るため日夜尽力をいただいている消防団の活動に対し、深く敬意を表するところであり、消防団員の確保に努めるとともに、消防施設、装備及び資機材等の整備を計画的に進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備を図ってまいります。

教育分野では、学習環境の整備は本町の将来を担う子どもたちのための重要課題と位置づけ、小学校統合、智頭中学校改築、ちづ保育園の開園と、計画的に整備を続けてきたところですが、平成30年度に小中学校のエアコン整備に着手しており、夏までの完了を目指します。引き続き、子どもたちの学習環境整備を進めるとともに、智頭町らしい特色ある教育を進め、次代を担う子どもたちの育成に努めてまいります。

新図書館の整備につきましては、平成31年度はいよいよ建設工事に取りかかり、平成32年春の開館を目指します。

病院事業につきましては、診療圏人口の減少の中で、地域ニーズに応えるべく引き続き地域包括ケアシステムの推進を図り、健全経営に向け鋭意取り組んでまいります。

そのほか、雇用確保や都会から地方への人の流れをつくるため、地域おこし協力隊を積極的に登用するほか、集落支援員制度を活用して雇用の創出を図ることとしています。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、主な議案につきましてその概要を説明します。

まず、議案第1号 平成31年度智頭町一般会計予算について説明します。

地方創生事業の疎開と癒しの郷構想では、人材再生駐屯地として森林セラピーを中心としたいやしのプログラムを積極的に推進し、交流人口及び関係人口の増加につなげるため、受け皿となる地区振興協議会への支援を継続して行います。

また、豊かな森をフィールドとした我がまちならではの子育て施策である、森のようちえん事業では、県独自の認証制度による事業者への運営支援が実施されており、本町も引き続き支援することとしています。

地籍調査事業につきましては、引き続き、大字西谷の一筆地調査を実施するとともに、新たに大字大屋の一部及び大字八河谷の一部の一筆地調査を実施するこ

ととしています。また、引き続き、山林調査を智頭町森林組合に委託するとともに、新たに大字大屋の平地及び山地、大字中原の平地及び山地の調査を直営で着手することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

本町のまちづくり戦略の柱の1つである、森林セラピーにつきましては、県内外から誘客の促進や企業研修等のニーズへの対応はもとより、町民皆様の健康増進にも活用いただくとともに、新たにオープンするセラピーロードの活用促進にも積極的に取り組んでいくこととしています。

林業では、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査等に着手するほか、間伐をはじめとする森林整備の推進、路網整備や機械化による低コスト林業の推進、原木市場への智頭材の安定供給、木造住宅等における智頭材の利用促進、林業の担い手確保・育成等にしっかりと取り組んでまいりますとともに、原木シイタケ生産の取り組みに対する支援など、森の恵みを生かしたまちづくりにつきましても、引き続き進めていくこととしています。

また、西日本豪雨で被災した作業道の復旧を支援するための経費を措置しています。

農業につきましては、集落単位での今後の農業の方向づけの推進、新規生産者や後継者の確保、担い手への農地集積や遊休農地の解消による農地利用最適化の推進、特産物の生産振興、ジビエ振興を絡めた鳥獣被害対策の推進、畜産振興に向けた和牛の増頭支援など、積極的に取り組んでいくこととしています。

公共林道事業では、引き続き林道宇波竹之下線林業専用道の整備をはじめ、林道橋の点検診断と補修を行うことで、林道の整備促進を図ります。また、林道橋長寿命化修繕計画を策定し、事後保全型の維持管理から計画的な予防保全型の維持管理へ転換することで、コスト縮減を目指します。

次に、「安全安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」であります。地域情報化推進事業につきましては、町内全域に光基盤を整備して8年が経過しますが、住民生活に不可欠なインフラとして定着してきているところであり、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き地域見守り支援員を配置することとしています。

コミュニティバス運行事業では、平成18年度に運行開始したすぎっ子バスは、利用者の減少等課題も多くありますが、町民の日常生活における交通手段として定着しており、今後も安全安心な運行に努めます。

障害者施策では、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施します。また、障害者差別解消法の啓発を引き続き行うとともに、障害者の自立と社会参加に向けたあいサポート運動のさらなる推進を図ります。

特別医療では、引き続き小児・障害者・ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を措置しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所事業を引き続き実施します。就労支援事業については、智頭町社会福祉協議会に委託することにより、より身近な支援を行うこととしています。

予防事業では、感染症の蔓延や疾病による罹患したときの重症化を防ぐため、各種予防接種事業を実施していますが、風疹予防接種対象者拡大に伴う経費を措置しています。また、任意予防接種に要する経費の助成も引き続き行うこととしています。

火葬場管理事業では、火葬場の老朽化等に伴い、1年をかけて住民説明会や住民の皆様との懇談を重ね、現在の火葬場の状況や今後の人口減少見込み、将来の費用負担などを説明し、さまざまなご意見を伺ってまいりました。

この結果、住民の大半の方の理解を得られたものと考えため、可燃物処理など他の業務と同様、火葬業務も鳥取県東部広域行政管理組合の一員として、共同処理を行うのが最善の方向と判断し、広域移行に係る平成31年度分加入負担金と運営費負担金を措置しています。なお、加入負担金につきましては、3カ年で支払うこととなっています。

また、特定空家対策事業において、特定空家等の解体撤去に対する補助金を措置しており、新たに制定する「智頭町空家等の適正な管理に関する条例」と連動させながら、空き家等の適切な管理の推進を図ることとしています。

次に、母子衛生につきましては、従来 of 事業に加え、新たに産後健診、産前産後サポート事業、産後ケア事業を実施し、妊娠から子育て期にわたるまで孤立することがないように、関係機関が連携した切れ目のない支援を行います。

健康診査事業では、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がんの各検診を行います。なお、健診にかかる個人負担は引き続き無料とし、受診率の向上を図ることとしています。また、引き続き人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診

査をそれぞれの対象者に行うこととしています。

歯科保健対策につきましては、妊婦歯科検診、歯周疾患健診を引き続き実施し、歯の健康に対する意識向上に努めます。

なお、平成28年度に導入しました健康ポイント事業について、健康への関心を深め、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただくよう、参加促進に努めます。

病院事業につきましては、経営健全化を確保するため、操り出し基準に基づく操出金を措置しています。

町道事業につきましては、住民の生活環境の安定及び通勤・通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、道路新設改良及び橋梁長寿命化を計画的に実施してまいります。

また、冬期における交通の安全を確保するため、町道除雪を行うとともに、引き続き歩道除雪機の貸与やふるさと整備土木事業など、住民ニーズに密着した事業を実施することとしています。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、大内地内で実施されている事業の早期完了を目指します。

本町が進めている福祉のまちづくりの視点から、福祉のまちづくり推進事業補助金により、集落公民館を含む民間の特定建築物のバリアフリー化を推進するほか、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するとともに、危険ブロック塀の除去、改修に対する支援制度も実施するなど、住民の安全安心の確保に取り組みます。

公営住宅管理事業では、健康で文化的な生活を営むことができるよう、適切な維持管理に努めます。

消防・防災関係では、消防資機材の整備を行うとともに、繰り越し事業となった土師地区消防団拠点施設の整備を進めてまいります。なお、平成30年度に移転用地を確保した八頭消防署智頭出張所につきましては、平成31年度から3年間で整備される予定であり、平成31年度には測量設計業務などが行われることとなっています。

また、西日本豪雨災害での教訓を踏まえて、避難所となる各地区公民館にガス発電機を配置するなど、避難所環境の改善を図ることとしています。

住民の日常生活に欠くことのできない、重要なサービスを提供している簡易水

道、公共下水道、農業集落排水の各公営事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ操出金を措置しています。

災害復旧事業では、本町に甚大な被害を及ぼした平成30年7月の西日本豪雨のつめ跡がまだまだ大きく残っていることから、公共土木施設災害の復旧及び林道施設災害の復旧に係る経費を措置しています。

「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」であります。百人委員会につきましては、昨年提案された一般による10プロジェクト、智頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携をしたまちづくりをしております。

住民自治の推進を担っている、日本1/0村おこし運動では、元気で活発な地区活動を引き続き支援することとし、円滑な地区運営のため、人的支援として集落支援員を配置することとしています。また、今後の持続可能な地区活動への計画づくり構想の策定に対し、支援する経費を措置しています。

また、空き校舎等の利活用策については、現在それぞれの地域で順次実践の取り組みが行われているところですが、引き続き地域に活力が生まれ、さらなる住民参加が促されるよう、積極的に支援することとしています。

子ども子育て支援の分野では、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育の実施により多様な保育ニーズに応えることで、保護者の就労支援を図るとともに、地域における子育て支援の実施に当たっては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児期に大切な親子の愛着形成と、保護者への育児支援を推進してまいります。

商工振興につきましては、総合戦略事業の育みの郷事業で実施した、いい子いい子デー事業について、本町商店利用のきっかけとなっており継続することとし、また、平成30年度に商工会及び商店が中心となって実施したまちゼミは、各商店街の魅力発信につながり、今後の本町商工業の活性化に寄与することが期待できるため、新たに支援することとしています。その他、店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業に対する助成、設備投資などに対する助成などの支援を引き続き行うこととしています。

国際交流事業につきましては、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、交流促進及び職員研修として広範な視野を養うことを

目的に、平成31年度はお互いの職員による1年間の長期派遣を行う経費を措置しています。その他、楊口郡の中学生が本町を訪れる青少年交流や、民間団体の交流派遣を実施することとしており、さらなる交流発展を目指します。

学校教育につきましては、新学習指導要領の小学校外国語活動の先行実施に合わせ、外国語指導助手の2名体制を継続して、小中学校はもとより、保育園でも楽しく英語に触れられる環境づくりを図るほか、スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、スクールカウンセラーとともに、学校・家庭・地域等と連携し、引き続き児童生徒のさまざまな問題に取り組むとともに、小中学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

また、子育て世帯の負担軽減を図り、子育て環境の充実や定住促進対策の一層の推進に資するため、新年度から小中学校における通学費の無償化と、学校給食の2分の1助成を実施することとしています。

文化財保護事業では、昨年2月に国の重要文化的景観に選定された智頭の林業景観について、整備事業として選定された重要な構成要素の修繕及び整備事業に向けての事前調査に着手することとしています。

次に、「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」であります。移住・定住施策につきましては、移住定住相談窓口を新たに総合案内所に設置することとしています。これは、町と観光協会が連携して移住定住情報の発信や収集を行い、観光協会が移住ツアーの造成を積極的に企画するなどし、関係人口の増加を図ることにより移住定住人口の増加につなげるものであり、これに要する経費を措置しています。また、引き続き専任の移住・定住コーディネーターを配置し、移住定住相談に応じていくこととしています。

その他、既存の各種移住・定住対策支援事業を引き続き実施するとともに、住宅改修補助金、リフォーム助成を制度化するなどし、移住定住人口の増加を図ることとしています。

まちづくり支援事業につきましては、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業に対し、引き続き支援するとともに、町内資源を生かした先進的な事業で、新規性・モデル性が高く、事業規模の大きい事業について、国の施策と連動した補助制度を創設することとし、新規創業・起業を支援することとしています。

地方創生事業の図書館を中心にしたにぎわい創出事業を、平成31年度から本

格的にスタートします。これは、智頭駅前を含めた河原町商店街から智頭宿までのエリアの活性化計画を作成し、新図書館整備をきっかけとし、新しいチャレンジが可能となるまちづくりを進めるものです。

疎開保険につきましては、関東・関西圏を中心に約160人の方に加入いただいております。加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの商品も大変好評を博していますが、昨年はジビエ関連商品も新たに選択できるようにするなど、今後も町内の魅力ある商品を発信し、さらなる加入の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、高齢者、障害者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費助成及び福祉有償移送サービス利用者助成を、また、公的ボランティア団体に対して、ボランティア保険加入費をそれぞれ措置しています。また、おせっかいのまちづくりを引き続き啓発し、推進します。

高齢者施策では、引き続き、わが町支え愛体制づくり事業のほか、みんなで支え合う福祉の実現に向け、地域の課題解決や支援体制を構築するための地域支え合い基盤づくり事業を、また、高齢者等が集まりやすく過ごしやすい環境を整備するための、みんなで支える集落拠点整備事業を実施することとしています。

また、介護予防の担い手確保や地域での支え合い精神の構築、推進を目的に、ボランティアに対するポイント事業を新たに実施することとします。

子ども子育て支援の分野では、保育所等を利用する世帯に対し、第2子以降の保育料無償化を継続しつつ、平成31年10月から実施される、3歳以上で保育要件を満たす園児に対する保育料無償化により、多くの子どもたちに充実した幼児教育を行うとともに、保護者の就労を支援することとしています。また、在宅育児世帯に対しては、我が家で子育て応援給付金の支給による経済的支援を引き続き行うなど、子育て支援策の充実を図ります。

観光振興につきましては、本町の魅力を十分に体験できる旅行商品の造成を行い、町内外の周遊観光など広域的な観光事業の強化を行うため、一般社団法人智頭観光協会に対し支援を行うとともに、同協会に地域おこし協力隊を配置する経費を措置しています。

全国的に増加傾向にあるインバウンド対策については、DMOの麒麟のまち観光局と連携を強化し、本年度開催されるラグビー世界大会、来年開催される東京オリンピック・パラリンピックで来日する、外国人観光客の受け入れ態勢の強化

に取り組むこととしています。

また、観光施設管理事業で智頭宿特産村トイレの老朽化に伴う改修を行い、観光客の快適性向上を図ります。

新図書館建設事業では、これまで5回の住民参加型ワークショップを開催し、10代から90代まで延べ362名の参加をいただき、住民とともに図書館づくりを進めてまいりました。また、百人委員会学生の部で中学2年生が、新図書館プロジェクトとして、新図書館のPRと開館記念しおり製作を企画提案していただいておりますが、平成31年度はいよいよ平成32年春の開館を目指し、建設工事に取りかかります。

以上、平成31年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国民健康保険被保険者に対する医療給付費を措置するとともに、特定健診、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。

また、糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析へ移行することを防止することを目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業を新たに実施するとともに、未受診者対策等を専門機関へ委託し、特定健診受診率向上に努めます。

なお、今後も広域化に伴う事務処理を県・関係市町と連携を図りながら円滑に進めてまいります。

議案第4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算につきましては、各施設の水質検査など維持管理に要する経費、及び県道改良工事に伴う支障水道管移転工事費を措置しています。

議案第5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、貸付金の収納及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、土地開発基金利子を措置しています。

議案第7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算につきましては、施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、中長期的な視点で施設の維持管理を行うための「ストックマネジメント基本計画」策定に係る経費について2カ年計画に変更することとし、前年度に引き続き措置してまいります。

また、ゆめが丘での道路工事に伴う下水道管布設工事費を措置しています。

議案第 8 号 平成 31 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費のほか、昨年西日本豪雨で被災した施設の復旧に要する経費を措置しています。

議案第 9 号 平成 31 年度智頭町介護保険事業特別会計予算につきましては、介護サービス、介護予防サービスの給付費をそれぞれ措置するとともに、要支援者等に対する介護予防、日常生活支援総合事業に係る経費を措置しています。また、認知症予防教室、介護予防いきいき百歳体操の普及経費、町内 6 カ所で実施している住民主体のサービスである森のミニデイ、各集落でのミニデイに対する支援経費を措置しています。

そのほか、地区で行う体操教室など介護予防、重度化防止のための取り組みを病院と連携しながら行います。生活支援コーディネーターの配置、認知症総合支援事業などの経費のほか、地域ケア会議のさらなる充実を図り問題解決につなげるための経費などを措置しています。

議案第 10 号 平成 31 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算につきましては、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第 11 号 平成 31 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第 12 号 平成 31 年度智頭町水道事業会計予算につきましては、施設の維持管理、老朽化の修理、更新に要する経費のほか、給水車購入のための経費、ゆめが丘での道路工事に伴う水道管布設工事費を、また、第 2 水源地取水設備改良に要する経費を措置しています。

議案第 13 号 平成 31 年度智頭町病院事業会計予算につきましては、一層の患者確保に努め健全経営を図るとともに、施設及び医療機器の修繕・更新に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第 14 号 平成 30 年度智頭町一般会計補正予算（第 8 号）について説明します。

農林水産業費の公共林道事業では、国の二次補正予算成立に伴う工事請負費の増額を、商工費の商工振興費では、消費税増税に伴う経済政策として実施されるプレミアム商品券発行事務に関する事業費を、観光費では、かねてから要望のあった那岐山山頂に展望台を設置する経費を、土木費の除雪事業では除雪委託料の

増額を、それぞれ措置しています。

そのほか、全般にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算は、3億8,346万6,000円の減額であり、補正後の予算総額は67億2,970万2,000円となりました。

また、議案第15号から第23号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件等につきまして説明します。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、超過勤務の上限時間を規則で定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、現在毎週水曜日及び国民の祝日の翌日を休館日としていますが、これを廃止するものです。

議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険の被保険者とししないものについての規定を定めるものです。

議案第27号 智頭町空き家等の適正な管理に関する条例の制定につきましては、適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、放置されたままの危険な空き家等の発生を未然に防ぐとともに、空き家等の適切な管理や活用を促進するよう、必要な事項を定めるものです。

議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者が有する資格の定めについて、所要の改正を行うものです。

議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正につきましては、消防団員数の現状に基づき、団員定数を450人とするものです。

次に、人事案件ですが、議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、金充基氏が平成31年6月18日で任期満了となり、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

次に、議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更につきましては、那岐山山頂展望台整備、智頭宿特産村トイレ改修、体育施設修繕改修、遊休施設活

用事業、地区振興拠点整備事業を新たに追加することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更につきましては、同組合が共同処理する「火葬場を設置し、その管理運営に関する」事務について、平成31年4月1日から本町が共同処理を行うようにするための同組合規約の一部変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第33号 字の区域の変更につきましては、大字真鹿野地内の地籍調査事業実施に伴い、大字真鹿野地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第34号 字の区域の変更につきましては、大字西谷地内の地籍調査事業実施に伴い、大字西谷地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本会議に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上であります。

日程第5．議案第2号から日程第16．議案第13号まで 12案
一括上程

○議長（谷口雅人） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第5、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算から、日程第16、議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

なお、一般会計の予算の質疑については、歳入、歳出と債務負担行為から地方債の3区分、その他の特別会計、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認め、一般会計予算の質疑については、歳入、歳出と債務負担行為から地方債の3区分、その他の特別会計予算、事業会計予算については歳入と歳出にわけて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) そういたしましたら、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

あらかじめ配付しております平成31年度当初予算の概要、こちらでございますが、これにより説明をさせていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

平成31年度一般会計予算額は、67億9,000万円であり、前年度と比較して8億300万円、13.4%の増となっております。これは、各種事務事業の見直しにより、歳出の縮減に努めたところでございますが、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、西日本豪雨災害の復旧事業、地方創生総合戦略推進をはじめ、地域で支え合う福祉の体制づくり、子育て支援、移住・定住促進対策、林業・農業の振興、消防防災体制の整備、道路・橋梁などインフラ整備、富沢コミュニティセンターの建設事業、平成32年春の開館を目指した新図書館整備事業の推進などにより、この予算規模となっております。

それでは、1ページの歳出から説明させていただきます。歳出でございます。

町税につきましては、前年度に比べ96万7,000円の減額の7億334万1,000円を見込んでおります。なお、円グラフの下の欄に増減の主なものを掲げておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

町税のうち、市町村民税につきましては、1,280万円の増収を見込んでおります。これは、個人にあっては給与所得の増による増収を、法人につきましては法人税割の増収を、それぞれ見込んだことによるものです。

固定資産税につきましては、償却資産分の減により1,251万円余りの減収を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、地方財政計画において交付税の増額が示さ

れておるところでございますが、平成30年度実績として約29億円程度を見込んでいることから、前年度同額の24億8,000万円としております。

分担金、負担金につきましては、873万4,000円減額の3,415万1,000円としておりますが、これはゆめが丘での水道管及び下水道管布設に係る工事負担金が合計で990万円の減額、また、平成31年10月から実施される3歳以上の保育料無償化による、ちづ保育園負担金399万円余りが減額などによるものでございます。

国庫支出金につきましては、7,740万7,000円増額の5億5,121万1,000円としております。主な要因としましては、生活保護負担金の2,243万円余りの減額などがあるものの、地域経済環境創造事業交付金、林業成長産業化総合対策補助金、社会資本整備総合交付金、公共土木施設災害復旧費負担金などが増額となったことにより増額となっております。

次に、県支出金につきましては、1億1,797万4,000円増額の6億5,870万3,000円としております。これは、公共林道改良事業費補助金2,120万円の増額のほか、西日本災害復旧関連として森林作業路網災害復旧事業費補助金、林道施設災害復旧費補助金を措置したことが主な要因となっております。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を1億6,000万円、教育施設整備基金繰入金を1億8,000万円、定住促進基金繰入金を200万円、それぞれ増額し、地域活性化基金繰入金を977万4,000円減額した結果、合計3億3,470万6,000円増額の10億3,300万円を繰り入れることとしております。

繰越金につきましては、4,700万円増額の4,420万円を見込んでおります。

町債は、2億9,260万円増額の10億1,740万円としておりますが、これは新図書館建設事業の推進、富沢コミュニティセンター建設事業、社会資本総合交付金事業、智頭温水プールチラー修繕など、体育施設修繕事業の増などに伴う過疎債ハード分、計3億2,960万円の増が大きな要因であります。

過疎債のソフト分につきましては、智頭材出荷促進事業、観光協会補助金などに充当するため、1,140万円減額の1億3,600万円を計上しております。

緊急防災・減災事業債につきましては、土師地区消防団拠点施設整備事業分の

減などによりまして、7, 730万円の皆減となっております。

臨時財政対策債につきましては、地方財政計画で減額が示されているため、2, 800万円減の1, 170万円としております。

続きまして、歳出の状況のうち2ページになりますが、性質別について概要を説明させていただきます。

まず、人件費です。375万3, 000円の増額となっておりますが、退職手当組合負担金の増が要因であり、これは退職者の増によるものでございます。

物件費につきましては、新図書館建設事業における備品購入費の措置などに伴いまして、4, 293万1, 000円の増額となっております。

扶助費につきましては、生活保護扶助費及び障害者給付費の減などにより、3, 948万4, 000円の減額となっております。

次に、補助費等ですが、4, 032万7, 000円の増額となっております。増額となっております主なものは、東部広域行政管理組合火葬場管理費負担金及び同じく可燃物処理施設負担金のほか、住宅改修事業補助金、地域経済循環創造事業補助金、学校給食費を2分の1助成する学校給食費補助金、美しい森林づくり基盤整備事業補助金などであります。減額につきましては、空き校舎等利活用実践事業補助金、企業立地促進補助金のほか、小中学校通学費の無償化に伴う通学費補助金の減などであります。

普通建設事業につきましては、4億5, 825万9, 000円の大幅な増額となっております。増額となっております主なものは、新図書館建設事業、富沢地区コミュニティセンター建設事業のほか、社会資本整備総合交付金事業、公共林道事業、智頭温水プールチラー修繕などに伴う体育施設管理事業などがございます。減額分につきましては、コミュニティバス運行事業のすぎっ子バス更新費、移住定住促進事業の定住促進住宅建設費、消防施設費の土師地区消防団拠点施設新築事業などがございます。

積立金及び貸付金につきましては、3, 820万5, 000円の増額となっておりますが、定住促進基金及び地域活性化基金積立金の増によるものでございます。

操出金につきましては、病院事業操出金、国民健康保険事業特別会計操出金は減となっておりますが、介護保険事業特別会計操出金、農業集落排水事業特別会計操出金の増に伴いまして、697万1, 000円の増額となっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。目的別歳出の状況でございます。

総務費につきましては、まちづくり支援事業、地域支援推進事業、参議院議員選挙費などが増額となったことにより、1億4,802万8,000円の増額となっております。まちづくり支援事業の増額は、地域経済循環創造事業補助金の増、地域支援推進事業では、富沢地区コミュニティセンター建設事業費の増などが要因でございます。なお、コミュニティバスの更新費の減額は、すぎっ子バス更新費用の減によるものでございます。

民生費は、障害者福祉費、生活保護扶助費の減などにより、4,808万6,000円の減額となっております。なお、児童扶養手当給付事業の増額は、制度改革に伴う手当の増によるものでございます。

衛生費は、東部広域火葬場管理費負担金の増に伴う火葬場管理事業の増、同じく可燃物処理費負担金の増に伴うじん芥処理事業の増などにより、3,146万3,000円の増額となっております。

農林水産業費は、6,801万4,000円の増額となっております。増額の主なものは、事業費の増に伴う地籍調査事業の増額、森林作業路網災害復旧事業補助金の増に伴う森づくり作業道整備事業の増額、林道宇波竹之下線工事費の増に伴う公共林道事業の増額などであります。

減額の主なものとしましては、農産物流通施設改修補助金の減に伴う農業振興費の減額、鳥獣捕獲委託料の減に伴う鳥獣等被害防止事業の減額、林業拠点施設整備支援事業補助金の減に伴う林業事業体等支援事業の減額などであります。

なお、智頭材出荷促進事業につきましては、出荷の促進を図るため、1立方メートル当たりの単価を1,200円に据え置いた上で、4万3,000立方メートル分の補助金を確保しており、手数料を含め118万5,000円減額とはなっておりますが、5,753万1,000円を措置しております。

商工費は、旧那岐保育園下水道工事費の減、企業立地促進補助金の減による商工振興費の減額などにより、4,286万2,000円の減額となっております。

土木費は、土砂災害警戒区域内住宅建替等事業補助金の増による安全安心なまちづくり事業の増額、町道維持工事費の増による道路維持事業の増額、社会資本整備総合交付金事業の増額などにより、1,720万3,000円の増額となっております。

なお、除雪事業につきましては、除雪機購入費の減により、道路新設改良事業は、急傾斜事業県負担金の減により、それぞれ減額となっております。

消防費は、八頭消防署智頭出張所建設用地取得費用の減に伴う常備消防費の減額、土師地区消防団拠点施設新築事業の減などによる消防施設費の減額により、6,792万8,000円の減額となっております。

なお、防災費の増額は、避難所予備品など防災用備品購入費の増によるものでございます。

教育費は、新図書館建設事業で工事請負費、備品購入費など5億4,527万7,000円を措置したことにより、4億3,552万2,000円と大幅な増額となっております。そのほか、増額の主なものは、学校給食費2分の1助成に伴う学校給食費、温水プールチラー修繕など工事請負費の増による体育施設管理費などでございます。なお、石谷邸保存活用整備事業の減額は、塀の修繕料の減によるものでございます。

災害復旧費につきましては、昨年7月の西日本豪雨災害の復旧対策として、林道施設災害復旧費、公共土木災害復旧費を合計1億9,224万円措置したものであります。

公債費につきましては、中学校建設事業分の元金償還が開始したことに伴い、6,973万8,000円の増額となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

基金の状況でございます。基金の状況につきましては、平成30年度3月補正後の基金残高は、約23億800万円で、前年度から約3億7,009万円の減額を見込んでおります。

積立金は、公共施設整備基金400万円、ふるさと基金300万円など、計1,000万円を予定しております。

取り崩し予定額は、財政調整基金1億8,700万円、教育施設整備基金1億2,100万円、消防施設整備基金3億800万円、定住促進基金1,600万円、まちづくり振興基金1,000万円などで、計3億9,000万円となっております。

なお、特別交付税の3月分が今後歳入となる予定でございますので、年度末の決算状況等を勘案しまして、基金の取り崩し額の減額、または基金積み立てのいずれかを検討することとしておりまして、決算時には基金残高の減少をで

きる限りおさえたいと考えております。

公債費の状況につきましては、一般会計での平成31年度中の起債予定額10億1,740万円、元金償還予定額が5億6,057万9,000円、差し引き平成31年度末の起債残高見込み額は、一般会計におきましては85億5,448万4,000円となります。

簡単ではございますが、以上が平成31年度一般会計予算の概要でございます。なお、平成31年度智頭町当初予算主要事業につきましては、お手元にお配りしておりますが、この主要事業の詳細につきましては、11日の予算特別委員会において説明させていただきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、歳入の状況について説明していただいたんですが、この中で繰入金、貯金の取り崩し、これが10億3,000万円。町債、借金が10億1,000万円。合わせて20億4,000万円からになるんですが、結果としてその財源比率が30%にもなる。先ほど最後に言われました31年度で起債残高が85億円もある。ここら辺の財政が厳しいと言いながら起債残高がふえていくような財政運営ですね。何か歳出を絞るような姿勢が余り見えてこないような気がするんですが、ここら辺の財政状況に対する認識、こういうこれから公債費がどんどん上がっていくような気もするんですが、そこら辺についての認識はどうですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 補足説明の冒頭でも説明させていただきましたが、当初予算の編成に当たっては、廃止できる事業は廃止、それから、今必要であるという事業ということにつきましては措置するということで、メリ張りのついた予算編成に努めております。あわせて、先ほど議員がおっしゃったように公債費が、借り入れがふくらまないように、ある程度基金からの繰り入れで借り入れをおさえるというようなことも考えて実施しております。

以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 議長、ちょっと確認ですが、歳入だけの質問ですか。
- 議長（谷口雅人） 歳入です。
よろしいですか。
8番、中野議員。
- 8番（中野ゆかり） 先ほどの答弁に関連してでよろしいでしょうか。
先ほど総務課長は廃止できる事業は廃止し、ということが上がりましたが、このたび新規事業は21事業あります。廃止された事業は何事業、具体的にどのような事業を廃止しているのかをお聞かせ願います。
- 議長（谷口雅人） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） 一番大きなものとしましては、火葬場管理事業がそれに当たるかと考えておりますが、そのほか、例えば名前をちょっと失念しましたが伝統的な林業の技術の継承事業というものも廃止し、これにつきましてはほかの事業の振りかえというようなことしておりますし、また、間伐促進の上乗せ事業というものもしてございましたが段階的に廃止していきまして、平成30年度でこの上乗せ事業は廃止というようなことで廃止をしたものもございます。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、歳出の質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 先ほど同僚議員も言ったように、新規事業が21も組んでいる。廃止されたのも多分あるという説明を受けたんですが、もう一つ気になるのが、火葬場事業を廃止することによって浮いた財源をほかに回すということで、給食費を半減する、バス通学費を無償化にするという、今回提案がついていますが、本来火葬場を廃止する1つの理由には、財政的な負担が大きいということを書いてましたね。なのに、削減したお金をほかのものに使えば財政的な負担は、重さは変わらないんじゃないですか。そこら辺についてはどういふぐあいにお考えでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今、議員がご指摘のありました2つの新規事業につきましては、決して議員が言われるような趣旨のために新しくした事業ではございません。あくまで、子育て支援と定住促進、これが大きなテーマとして新たにしましたものでございまして、以前から実施に移りたいと考えておった事業でございしますが、いよいよ31年度に提案をさせていただくという運びになった事業でございします。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 詳しいことは予算委員会で議論しようと思いますが、確かにこれまでの町長の説明等でも、火葬場を廃止することによってほかの福祉事業に回すんだということははっきり明言していますので、今回その一環として給食費、バスの無償化ということをやっていたので、これがもともと当初から考えていたという説明は議会のほうには今、初めて聞くような話なので、このことについては予算委員会でしっかり説明をしていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

暫時休憩をします。

再開は1時ちょうどです。よろしくお願ひします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 再開します。

日程第6、議案第3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の

補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第3号 平成31年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算。

予算書141ページからとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,615万6,000円とするものです。

平成31年2月末現在の国保加入世帯は1,039世帯、被保険者が1,660名となっており、その方々の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、153ページをごらんください。

平成31年度の国保会計につきましては、広域化に伴い市町村が実施主体となっている事務経費に係る一般管理費、特定健診保健事業に係る保健事業費以外は、広域化の影響を受けた数値が基準となっております。これは、県全体に医療費負担を分散することで単町の財政を安定するのがねらいとなっております。

総務費につきましては、職員人件費、共同電算処理手数料、システムに係る経費等を措置しております。

155ページからの保険給付費につきましては、今年度の医療費の伸びの状況を勘案し推計しておりますが、もととなる金額は医療費が激減した平成29年度の医療費となっておりますので、平成30年度の予算よりも減少しております。

157ページからの国民健康保険事業費納付金につきましては、平成30年度から新設されたものです。この納付金は、市町村が支払う保険給付費を、県が市町村に交付するための財源として県が調整するものです。金額は県が算出したものになりますが、県全体の医療費給付の必要額を、所得水準や医療費水準を考慮して各市町村に配分しております。

159ページの保健事業費では、智頭病院に委託している町ドックや特定健診等事業費を計上しております。

また、提案理由にもありましたが、糖尿病性腎症の悪化を防止し人工透析への移行を防止することを目的に、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を計上するとともに、特定健診受診率向上のための未受診者対策を専門機関等に委託する費用を措置しております。

歳入につきましては、148ページからとなります。

保険給付費に伴った県からの保険給付費交付金、一般会計繰入金、基金繰入金を充て国保税を調整し、予算計上しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 147ページの国民健康保険事業費納付金、これですが、先ほどの説明もあったかもしれませんが、済みません、ちょっと聞き取りにくかったので質問をさせていただきます。

保険給付費です、ごめんなさい。保険給付費が前年度と比べて、1億7,000万円も減額されている予算となっております。この要因を教えてください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 歳出の147ページの保険給付費ということですね。保険給付費につきましては、今年度の医療費の伸びを勘案し推計しております。ただ、その推計に当たるもととなる金額は、医療費が激減した平成29年度の医療費をもととして算出といいますか推計しておりますので、それでそういうふうな形で30年度予算よりも減少しているというふうなことになります。

以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。詳しくはまた。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7、議案第4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

議案第4号 平成31年度智頭町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,205万1,000円となっております。

歳出のほうを説明させていただきます。173ページであります。

一般管理費のほうは、大きくは変わっておりません。排水費のほうの工事請負費、これは山郷簡易水道地区の橋梁の工事に伴う工事費を、427万9,000円入れております。

1ページ戻っていただきまして、歳入であります。先ほど言いました県工事に伴う金額全額が、水道管移転補償費として歳入として入っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書174ページをごらんください。

議案第5号 平成31年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ502万円としております。

まず、歳出ですが180ページをごらんください。

住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業で起債の償還に要する経費と、一般会計への繰入金をそれぞれ計上しております。また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員人件費と事務経費を計上しています。

次に、歳入についてですけれども、179ページをごらんください。

県補助金、貸付金元利収入をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9、議案第6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、予算書の186ページをごらんいただきたいと思います。

議案第6号 平成31年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,000円とするものでございます。

次に、191ページ及び192ページをごらんください。

歳入歳出それぞれに2,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10、議案第7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) 予算書193ページをごらんください。

議案第7号 平成31年度智頭町公共下水道事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億873万8,000円としております。

まず、歳出についてですけれども201ページからとなります。

一般会計ですけれども、これは公共下水道事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設整備の維持管理に要する経費であります。

また、中長期的な視点で施設状態を予測しながら維持管理を行うための、計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画ですけれども、30年度と31年度の2カ年計画で作成するように変更したため、必要経費を措置しています。

また、ゆめが丘団地の造成工事に伴う下水道工事については、30年度事業着手できなかったため、31年度再度計上しております。

203ページからの公債費ですけれども、下水道事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして、1億7,607万7,000円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども、199ページのとおり国庫補助金、分担金、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11、議案第8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書210ページをごらんください。

議案第8号 平成31年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,176万2,000円としております。

まず、歳出についてですけれども、219ページからです。

一般管理費ですけれども、これは農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設の整備や維持管理に要する費用と、昨年の西日本豪雨災害に伴い被災した施設の本復旧工事費を計上しております。

221ページの公債費では、農業集落排水事業に伴います長期債の償還利子及び元金などとして、計2億4,003万8,000円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども、217ページからのとおり、分担金、使用料、手数料、県補助金、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 繰越金についてです。これは、先ほどの公共下水とも共通しているんですが、対前年度よりだんだんに少なくなっていて、これから見ると繰越金は、ほぼ当てにならないような状況になっていくというような、そういう見方でよろしいのでしょうか、そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 精査した結果、繰越金はそこまで必要ではないかということで減額をしております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 単年度の収支の中で、これが繰越金というのは1つの余

裕ができた部分、前年度にということなんだと思うんですが、これが年々に細ってきているのか、先ほどの公共下水でも同じような状況が見てとれましたので、ここの繰越金というものがこれからはタイトになってきて、そんなにこれが当てにならないような歳入になるのか、そこら辺の見通しについてちょっと再度。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 繰越金といたしましては、一般会計からの繰り入れをもってしておりますので、それを減額するという事です。それと例年は公共下水、農業集落排水とも200万、300万といった繰越金をもっておりましたけれども、ことしからは減額をしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 予算書、228ページをごらんください。

議案第9号 平成31年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,628万2,000円としております。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の2号被保険者の介護保険事業に係る費用を賄うものです。

歳出につきましては、238ページからとなります。

総務費では、職員の人件費、介護保険システム改修に要する費用のほか、介護認定調査費に関する経費を計上しております。

239ページからの保険給付費につきましては、30年度の給付状況をもとに推計措置しております。

242ページからの地域支援事業費につきましては、29年度から総合事業の

開始により要支援者の通所介護サービス、訪問介護サービスが、これら介護予防生活支援サービス事業に移行しております。また、介護予防ケアマネジメント事業費もそこに移行しておりますので、ともに増額になっておりますし、また、短期集中リハビリテーションを行う通所介護サービスC型について、智頭病院と連携して事業を実施する予定としており、予算措置しております。

また、243ページの一般介護予防事業につきましては、認知症予防教室、介護予防いきいき百歳体操の普及経費、町内6カ所で実施している住民主体のサービスである森のミニデイ、各集落でのミニデイに係る費用を措置し、地域での介護予防に努めるようにしております。また、次の介護保険事業計画策定準備のための実態調査等に係る経費も、それぞれ措置しております。

246ページでは、生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーターの配置、生活圏域での困り事解決など、地域づくりに係る費用をそれぞれ措置しております。また、認知症対策につきましても、認知症総合事業に引き続き取り組むとともに、地域ケア会議の充実を図るための予算を計上しております。

歳入につきましては、234ページからとなります。

国、県基金、まちのルール分の計上と保険料、介護予防サービス収入、繰入金等で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13、議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 予算書255ページからとなります。

議案第10号 平成31年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

歳入歳出それぞれ4,944万円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては、261ページとなります。

主なものは、心和苑、デイサービスの修繕料、保険料と起債償還に係る経費を計上しております。

歳入につきましては、260ページとなります。

一般会計からの繰入金、社協からの寄附金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第11号 平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 予算書262ページをごらんください。

議案第11号 平成31年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

歳入歳出の総額を、それぞれ8,937万9,000円とするものです。この会計は、75歳以上の方や一定の障害などにより認定を受けておられる方が、智頭町では12月末現在で1,703名あり、その方々の医療に係る費用を保険料や負担金として、広域連合に納める会計の費用となっております。

歳出のほうは264ページになります。

そういった形で、医療費に係る費用を広域連合に納める費用として賄っており

ます。

歳入につきましては、町からの繰入金及び保険料をもって措置しております。
以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15、議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算の補足説明
を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。では、1ページをごらんください。

議案第12号 平成31年度智頭町水道事業会計予算であります。

順を追って説明させていただきます。水道事業収益としましては、8,476
万8,000円、水道事業費用として8,159万5,000円、経常費用につ
いてはこの額でございます。

1ページはぐっていただきまして、2ページ。資本的収入及び支出。

収入はございません。資本的支出、これが総額で8,099万2,000円
あります。

それで、支出の詳細についてであります。はぐっていただきまして22ページ
でございます。

営業費用としまして、排水費及び給水費が若干ふえております。これは、昨年、
ことしの決算見込みも考慮した上で、配管修繕費を増額したものでございます。

また、23ページの総係費の増額につきましては、これはアセットマネジメン
ト等の委託料が若干ふえておる関係でございます。

24ページ、減価償却費につきましては3.5%ほど、額にして146万2,

000円減額となっております。かわりに営業外費用としましては、支払い利息が26万円の減、繰延資産償却としましては189万円、これが減額となって先ほどの金額になっております。

はぐっていただきまして26ページ、資本的支出であります。

こちらのほうは、営業設備費、改良費ともにふえております。このふえた要因といたしまして、固定資産の購入、営業設備費については30年度購入予定でした給水用のトラック、給水タンクを30年度から31年度に入れかえたためでございます。また、その下の土地購入及び2番の改良費に含まれております水源用井戸掘削、第2水源取水部復旧工事、この2つにつきましては、30年度から31年度に県の本体工事のほうはずれた関係で移設をさせたものであります。改良費の中のゆめが丘インフラ工事につきまして、これも30年度から31年度に道路工事に合わせて移動させたものでございます。

歳入のほうにつきましては、21ページでございますが、これはほぼほぼ昨年と一緒でございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 23ページのこの委託料のアセットマネジメント作成業務、ちょっとこれを具体的にどんなものを策定しようとするのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。

水道事業アセットマネジメント策定業務とございます。これは、下水道のほうで言うストックマネジメントと同じでございます。かなり長期の、最長で約100年程度の更新計画、これを作成するものでございます。これは、国の方針で

近いうちに作成、約3年以内ぐらいに策定予定というふうになっておりますので、これに準じてただいま急いでやっておるものであります。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） これは、この31年度のみで済むのでしょうか。これからもついて回るのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） このアセットマネジメントについては、あくまで長期計画だけですので、今年度だけで終了の予定であります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16、議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

予算書1ページをごらんください。

議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入の総額を18億158万2,000円、収益的支出の総額を18億2,335万円とし、次のページに移りまして、資本的収入の総額を2億1,750万4,000円、資本的支出の総額を2億9,460万円とするものでございます。

詳細につきましては、26ページからの事項別明細のほうにつけておりますが、当年度予算の編成に当たりまして、基本的には改革プランをベースにした上で、前年度実績、つまり30年度の実績を反映させる形で収支を積み上げてまいります。ご承知のとおり、前年度においては医療と介護、両方の報酬が同時改定されまして、診療報酬及び介護報酬のそれぞれ本体部分は約0.5%プラス改定でしたが、薬価等がそれを上回る1.65%のマイナス改定であったことや、患者数の減少により厳しい経営を強いられる形となっております。

そういった状況の中で、当年度予算につきまして年間患者数と利用者数を1ページに挙げておりますが、それぞれ利用率を一般病棟88.7%、療養病棟89.

1%、介護・老人保健施設の利用率を99.1%、外来患者数の1日当たり172.8人を見込んだところでございます。

最終的な収支は、当期純利益が2,126万8,000円の赤字となる見込みですが、実質収支においては退職給与引当金、つまり特別損失を計上する必要がなくなったことから、前年度を上回る2,773万5,000円の黒字を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第5、議案第2号 平成31年度智頭町一般会計予算から、日程第16、議案第13号 平成31年度智頭町病院事業会計予算までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号から、日程第16、議案第13号までの12議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後13時34分

再 開 午後13時34分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。
委員長に大藤克紀議員、副委員長に酒本敏興議員、以上のとおりです。

日程第17、議案第24号から日程第27、議案第34号まで 11案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第17、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第34号 字の区域の変更についてまでの11議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第17、議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書の1ページをごらんください。あわせて議案説明資料1ページもごらんいただきたいと思います。

議案第24号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備を受けまして、超過勤務の上限時間を規則で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18、議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書3ページをごらんください。あわせて議案説明書1ページになります。

議案第25号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部

改正についてでございます。

この改正につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、総合案内所の休館日を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この休日を定める条例が、以前は今回提案された状況だったのを、職員の勤務状況を改善するために休日設けるんだと言って、多分この条例を改正したと思うんです。

今回、じゃあその休日をなくするようにした要因というのは、そういう職員の勤務状況の改善ができたのか、それともやはりサービスが、休日をつくってはサービスが、町民が望むというか、そういうものがあるのでこの休日をなくするというようにしたのか、そこら辺はどういう要件でこれが提案されたのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案説明書にありますとおり、理由といたしましては町民及び観光客の利便性を図るためということでございまして、これが第一義でございまして、そのために、職員の勤務状況等をやりくりして開館するというところでございまして。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 町民の要望というのは以前からあった話で、それをあえて職員の勤務条件を改善するためという理由で休日設けた。で、今回それを外すというのは当然、今までどおり開館をしてほしいという要望が継続してあったと。

もう一つは、じゃあその職員の勤務条件が改善されるのか、職員を増員するの改善されるというような前提条件があるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先ほども説明しましたように、利便性を図るための第一義でございまして、そのためにスタッフの勤務体系等を上手にやりくりしな

がらやっていくということで動いております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） やりくりをしてできるのなら以前も当然それができたと思うんですが、そこら辺の状況が職員の数が変わっているのか、変わっていないのか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 以前の状況と比べても、はっきり職員がふえているというふうには答えにくいんですけども、今のスタッフでできる限り利便性を向上するというのを目的に、今回条例改正をするものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書5ページ、説明資料2ページとなります。

議案第26号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

この改正は、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険事業の適用除外について整理し、所要の改正を行うものでございます。今回の改正は、国保の広域化に伴い、これまで該当者がなく、条例改正等を行っていない市町村も県下統一化に伴い、今回整理するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20、議案第27号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案7ページをごらんください。また、議案説明資料概要は2ページです。

議案第27号 智頭町空家等の適切な管理に関する条例の制定について。

この条例は、適切な管理が行われていない空き家等が衛生、防災、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあるため、条例制定によりまして空き家等の適切な管理の推進や、空き家等の発生を未然に防ぐとともに、あわせて活用を促進するよう必要な事項を定めておりまして、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものです。

内容は、適切な管理に関し、所有者の責務、対策計画の策定、立入検査、特定空き家の認定、所有者に対する指導・助言・勧告・命令・代執行につきましても定めております。施行期日は、公布の日としております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） これは、国の法令の127号に伴う条例ということで、127号を調べてみました。そうしましたら、9ページの立入調査等ということで、第7条におきまして127号の法令では、「市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場合に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、該当空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない」というような文言が入っております。

これは、空き家等の所有者に対して、いきなり調査立ち入りをするのではなく、町長は5日前までにその所有者に、お知らせしなきゃいけないですよというような内容なんですけれども、こういう旨が書いてはあり、このたびの本町の条例では書かれてありません。この点につきまして、どのようなお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 必要な事項は規則等で定めることとしておりまして、そのような対応をさせてもらいたいと思います。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 規則で定めるということで了解しました。

そのほか、所有者等による空家等の適切な管理の促進第12条及び空家等の跡地の活用等ということで第13条というような項目が法令127条には掲載されているのですが、このたびの本町の条例には掲載がありません。この点につきまして、どのようなお考えで本町の条例に抜いているのかもお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） その点につきましては、関係課と連携をいたしまして、空家対策計画のほうで検討をしたいと考えております。

○議長（谷口雅人） 8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） もう一つ、法令には過料ということで、第16条においては、この法案に規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処するというので、やはり罰則があるんですよ、それも50万円以下というようなことで金額的にも掲載がされています。

この過料というのは、かなり重たい内容になってくるので空き家等をそのまま放置しちゃいけないんだなというようなことにつながるかと思うんです。空き家を放置することを防ぐこととして、過料というような文言を条例化することによって意識が働くと思うのですが、この過料についても条例には掲載はされていません。このことについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 検討はいたしましたけれども、これまでしてなかった条例制定でありまして、指導・助言というところから徐々に入って行って、また必要であれば、条例改正等と見きわめていきたいと考えております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21、議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。

議案12ページ、資料概要のほうは3ページでございます。

議案第28号 智頭町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてであります。

これは、学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、技術司法施行規則の一部を改正する省令が公布され、それを受けて水道法施行規則の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでありまして、内容としましては、試験科目の水道環境の項目を削除するものに当たります。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22、議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書14ページをごらんください。

議案説明資料については3ページでございます。

議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正についてでございます。

内容としましては、消防団団員数の現状に基づきまして、団員定数を450名とするものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23、議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) 16ページをごらんください。

議案第30号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1896番地6、金允基、昭和48年8月11日生まれ。

これは、固定資産評価審査委員会委員、金允基氏の任期が本年6月18日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。なお、任期は3年となります。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24、議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長(酒本和昌) 議案書17ページになります。

議案第31号 智頭町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、18ページをごらんください。計画書の産業の振興につきまして、那岐山山頂の展望台整備と智頭宿特産村トイレ改良を追加するものでございます。それに伴う文言変更となっております。

20ページをごらんください。教育の振興につきましては、体育施設修繕改修

を追加するものと、それに伴う文言の変更でございます。

21ページ、その他地域の自立促進に関して必要な事項におきましては、23ページでございます遊休施設利活用事業の追加と、それに伴う文言の変更でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この中にいろいろ経年劣化、20ページです、教育の振興等に経年劣化が進む施設の修繕や改修、ハード面の施策によりということ、今あるものを手を入れて長く使っていこうという趣旨だと思うんです、ここは。この過疎計画に入れて過疎債を使ってという部分で、だったらいろんな面でこういう部分に対応できると思うので、もう一度この部分のねらいですね。20ページのここに書いてある、社会体育の経年劣化が進む施設の修繕や改修、ハード面の施策によりと書いてますが、そこら辺はどういうねらいで、これから公共建物等の見直しもあってするんですが、ここの分については、今あるものを有効に活用するために手を入れて長く使おうという趣旨なんですか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） この体育施設の修繕につきましては、具体的には智頭温水プールをこれまで修繕してきたんですが、これを長寿命化をしてこれからも長く使い続けるために、この起債の対象とするために今回変更するものでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） そういう視点でいくと、いろんな面で今ある施設ですね、施設をそういうぐあいに改修していくことは当然できるということで、いろんな部分でそこら辺配慮していただきたいというぐあいに思います。

もう一点、あと23ページの遊休施設利活用事業、この遊休施設というのは民間も含めてですか、それともこれは町だけのものなんでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 町有の遊休施設を対象としております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25、議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案25ページをごらんください。議案説明資料概要は4ページとなります。

議案第32号 鳥取県東部広域行政管理組合規約の変更について。

これは、火葬場の老朽化が進みまして、現在の火葬場での今後の運営は困難となっています。東部広域が運営する火葬場の広域利用への移行を行いたく、鳥取県東部広域行政管理組合規約の共同処理する事務のうち、火葬場を設置し、その管理運営に関する事務に智頭町を追加するため、規約の変更の協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定によりまして議決を求めるものです。

規約の変更年月日は、平成31年4月1日です。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この提案を東部広域にしたのはいつでしたか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 昨年12月定例議会が終わってからです。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） いや、はっきり日時を言ってもらえませんか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 17日だったと記憶しております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

- 9番（岸本眞一郎） そのときに、議会に町としてはこういうぐあいになりたいんだというような相談ですね、そういうものはかけましたか。報告等はしたでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） 手続的な事務の一環だと考えておりまして、報告はしておりません。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） ちょっと発言が聞き取りにくいんですが、もう少し大きな声で再度言っていただけませんか、ゆっくり。
- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） 手続の一環だと考えておりまして、提出のことを議会に報告はしておりません。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 当然、議会は9月定例のときに調査特別委員会で、火葬場は存続すべきだという方向性を出しています。それを知りながらこの提案をするということは、町としては町民にはおおむね理解していただいたという町長の説明がありましたが、当然、議会の議決がいるというもう一つの関門があるんですが、その見通しが立ったからこういう提案、議会の理解が得られたからこの提案をしたということなのか。それとも、そういうことの意向は関係なしに、ただ、町としてこういうぐあいになりたいということでこの提案をしたのか、そこら辺はどうでしょうか。
- 議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。
- 税務住民課長（江口礼子） 事務の一環として行っております。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 私が言いたいのは、議会としては既に9月に方向性を出している。あえてそれを知りながら、12月定例が終わった後に東部広域に申し入れをした。その後、12月の一般質問でも3名の方が火葬場について質問をした中で、町長は議会にもしっかり話をしますということは約束されたんですが、その後きょうに至るまで、きょうのこの本会議が始まる、全員協議会で初めて町長が議会に説明をいたしました。本来、町は東部広域に加入して、それが議会に認められるように努力をするべきではなかったのでしょうか。それはそういう

ことが、手段は尽くされたというぐあいに思っているのでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 執行部。江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 町のほうからお示しできるというか、今現在でわかっている内容は全てお示ししたと考えております。町長との12月の一般質問でも、説明させていただくことは全部お答えしたと考えておりました、その後、議会のほうからも事務的なご質問等もありませんでしたので、ご理解いただいているのかなと考えております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、課長は一般質問等で議会も理解したと考えているという、そういうぐあいに確か発言されましたね。それでよろしい、そういうとらえ方でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） はい。私のほうからの今わかっている火葬場についての説明のほうは全てさせてもらっておりまして、ご理解いただいたと思っております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 課長が捉えたどうかという認識ではだめだと思います。町長、今の質問についてはどういうぐあいにお考えでしょうか。町長の口から答えていただけませんか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） きょうも全協でご説明しました。要は、最終的にこの議員の皆さんがこの問題で賛同するか、あるいは否決するか。その前に要はそれが否決しようが、されまいが、やはりきちっと事前に東部広域のほうに、執行部としては仲間に入れてほしいんだということをされるのが筋でしょうということの中で、きょうも説明しましたように、そうだなと。

あとのことは智頭町さんのお考えですから、賛成あるいは否決、それは智頭町さんの議員の皆さんのお考えということで。やはり仲間に入れてくださいと言ったら、きっちり書類だけはそろえてくださいよという私はニュアンスに捉えましたので、なるほどなど。きょうも申しましたように、南方の例のときも私も言いましたように、やはり同じようなことで仲間に入れてくださいと、ということ

お願いをしておりますので、これはこれで私は目くじらを立てて言われるということは、そうじゃなくて、ちゃんとしたルールでありますから、そういう1市4町の中のルールに従ってやらせていただいたということで、これはこれで私はいんじゃないかなと、こういうふうに思っています。

要するに、提出して最終的には皆さんでお決めいただくわけですから、結果はわかりません。しかし、書類はきちんと仲間に入るなら、入れてもらうなら、ちゃんと書類だけはきっちりしてくださいよということでもありますので、その辺はご理解いただきたい。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 確かに手続論としては当然、東部広域に申し入れて仲間に入れてもらうというのは、それは当然のこと。その前に、要は住民にも大きな負担やそういうものがかかる事案について、住民の合意、議会の合意がある程度ほぼ認められるという状況において、手続論として東部広域に申し入れるというのが順序でありまして、例えば住民や議会がそこに反対しているのに、町長が自分がこうしたいからといって、ただそれで申し入れるというのは、それはおかしいんじゃないですか。手続論として、それは町長の意志だけで住民がどう思おうが、議会がどう思おうが、私は私の考えで申し入れますということで、それで成り立つということですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私はこのまちの責任者であります。当然、1市4町、そのお付き合いもずっと続けております。その中であって、当然、他町村の皆さんは町長として東部広域の仲間に入りたいんだなというのは、新聞等にも書いてありますようにご承知のとおりであります。

しかし、議会の皆さんの同意を得ないと、これは前に進む話でないということも、東部広域の事務方から1市4町の皆さんも理解しています。しかし、今、言いましたように、執行部、責任者の町長が、私が東部広域の仲間に入れてくださいという表明をしておりますので、まず、だったらきっちり仲間に入るような、そういう気持ちで提出してくださいと。これは、私は当たり前なことだと思いません。

今、言いましたように、東部広域のほうでは結果はどうであろうと、そのときはそのときでまた責任者の私が、きょうも言いましたように、全協で言いました

ように、ああいうふうに言うておりましたけども、結果的にはこうなりましたと、大変皆さんにご迷惑をかけましたと、ご心労をかけましたと、ということになるかと思えますし、それから、賛同いただければ、ああよかったな、じゃあみんなと一緒にやろうやということで、それこそ、仲間に入れていただくのがすんなりよかったなということであろうかと思えますので、そのあたりは私も智頭町のリーダーとして他町村とのおつき合いもあるわけであります。その辺はやはり心広く、トップ同士のおつき合いというのは当然のことだと思えますよ。

ですから、何も皆さんを、きょう言ったでしょう、何も議会軽視なんてしてないと。しかし、東部広域のほうからそういうふうにしてよと言われれば、「まあちょっと議会がなあ、わかりませんので、ちょっと待ってよ」というわけにはいかないと思えます。ですから、私は覚悟して頭を下げるときにはちゃんと頭を下げます。それから喜んでもらうときは、ありがとうよろしく、やっぱり頭を下げます。そういうものだと思いますよ。

以上。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、東部広域のほうからそうしてよと言われた、つまり、申し込んでくださいと東部広域のほうから言われたということですか。そうではないんですね。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） きょう、私は全協の皆さんの前で、南方の例も出しました。聞いててもらってましたか。私だって真剣ですよ。南方のことを言ったでしょう、当時のことを。終わり。

○議長（谷口雅人） 執行部、冷静にお願いします。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 以前も私言いましたけど、質疑っていうのは具体的にここはどういう意味だっていうのをたずねる場なので、自分の意見を言う場ではありません。ですから、冒頭におっしゃったこの議案を東部広域に出したかというのは、まさに質疑で通るわけであって、岸本議員の場合は自分の意見を延々と言うておられるんです。ですから、最終的に採決前に反対であれば反対で、その意見を壇上で討論すればいいことです。ですから、一部やりましょうという意見も出ておりますけど、まさに不毛な論議です、これは。だと思います。

○議長（谷口雅人） それを踏まえて、9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、町長に本来説明責任があると思うんです。一般質問の中でしっかり議会と話し合いをしますと。それが現実にはできたのか、できなかったのか、したのか、しなかったのか。そこはどうですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） きょう私は、以前からきょうの全協の場をつくっていただきたいということを運営委員長に申し込みました。それで、きょう全協の場でありのままの気持ちを話しさせていただきました。

以上であります。

○議長（谷口雅人） この件に関しましては、まだ明日の一般質問、また、それ以外の場面もあろうかと思っておりますので、本日は可否の決定はございませんので、質疑においては岸本議員の趣旨につきましては、以上にとどめさせていただきます。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26、議案第33号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書27ページをごらんください。資料概要は4ページになります。

議案第33号 字の区域の変更について。

これは、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、大字真鹿野地区につきましての一筆調査の実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものです。なお、字の区域の変更の詳細につきましては29ページと30ページに記載してございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27、議案第34号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

岡田地籍調査課長。

○地籍調査課長（岡田光弘） 議案書31ページ、資料概要は5ページとなります。

議案第34号 字の区域の変更について。

同じく、地方自治法第260条第1項の規定により、大字西谷地区の一筆調査の実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。なお、詳細につきましては33ページから35ページとなります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28、議案第14号から日程第37、議案第23号まで 10案
一括上程

○議長（谷口雅人） これから日程第28、議案第14号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第8号）から、日程第37、議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この10議案については、本日可否の決定を行います。

日程第28、議案第14号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、補正予算書1ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第14号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第8号）でございます。
歳入歳出の総額から3億8,346万6,000円を減額し、それぞれ67億2,970万2,000円とするものでございます。

まず、歳出について説明させていただきます。別に配付しております平成30年度3月補正予算概要と、補正予算書によって説明させていただきますので、両方ごらんいただきたいと思います。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、全事業にわたりまして、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っておりますとともに、あわせて特別会計操出金の調整も行っております。

そうしましたら、概要書は1ページでございます。補正予算書22ページでございます。こちらから始めさせていただきます。

まず、議会費です。決算見込みに基づく旅費などを減額しております。

同じく予算書22ページからは総務費ですが、22ページの一般管理費及び財産管理費につきましては、決算見込みに基づく調整であり、公共施設管理事業では、旧小学校施設の管理用消耗品及び光熱水費の増額を行うとともに、廃棄物処理手数料の減額を行っております。

22ページから23ページにかけてのまちづくり推進費では、まちづくり事務費で人件費の調整のほか、東部広域行政管理組合運営費負担金の増額を、水力発電周辺地域整備事業及び行政情報システム推進費では、契約実績に基づく事業費の減額を、移住定住促進事業では、定住促進住宅工事費及び設計監理委託料の契約実績に基づく減額のほか、UJIターン住宅支援事業及び定住促進対策補助金などの減額を行うとともに、空き家再生住宅の集落負担金を、地域情報化推進事業では、電柱共架使用料の増額のほか、物件移転補償費の減額を、日本で最も美しい村連合推進事業、太陽光発電システム推進事業及びまちづくり支援事業では実績見込みに基づく事業費の減額を行っております。

また、地方創生推進事業では、育みの郷構想及び人材再生駐屯地事業に係る地方創生事業委託料を減額しております。

23ページから24ページにかけては、地域活性化推進費ですが、日本1/0村おこし運動、疎開保健事業、智頭農林高校連携推進事業及び地域支援事業につきましては、これはいずれも決算見込みに基づく減額でございます。

ここから概要書は2ページとなります。

予算書は24ページ。交通対策費のコミュニティバス運行事業では、すぎっ子バス臨時運行料のほか、契約実績に基づく工事請負費及びすぎっ子バス購入費を減額しております。

同じく24ページのふるさと基金費では旅費の減額を、戸籍住民基本台帳費では住基ネットワークシステム委託料の減額を、それぞれ措置しております。

予算書25ページとなります。選挙費の鳥取県知事選挙費では、選挙期日決定に伴う事業費の調整を、土地改良区選挙費では事業費の確定に伴う減額を、それぞれ措置しております。鳥取県議会議員選挙費につきましては、県委託料金の内示に伴う財源の調整でございます。

同じく24ページの監査委員会費は、決算見込みに基づく事業費の調整であります。

予算書26ページからは民生費でございます。社会福祉総務費では、消耗品費及び地域支え合い基盤づくり事業補助金の減額のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額を、障害者福祉費では、作業所等通所助成費の増額のほか、更生医療費等の減額を、地域生活支援事業では、視覚障害者センター委託料の増額のほか、後見人等報酬助成事業補助金及び異動支援費など扶助費の減額を、特別障害者手当等支給事業では手当の減額を、それぞれ措置しております。

予算書26ページから27ページにかけての老人福祉費では、老人福祉費で決算見込みに基づく調整のほか、みんなで支える集落拠点施設整備事業補助金の減額を、在宅福祉対策事業費、老人保護措置費及び高齢者等居住環境整備助成事業では、実績により委託料及び負担金の減額を、それぞれ措置しております。

同じく27ページの介護保険特別会計繰出金は減額を、また、後期高齢者医療事務事業では、後期高齢者医療連合負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額を、特別医療費では特別医療助成費の減額を、それぞれ措置しております。

概要書は3ページとなります。

同じく予算書27ページ、社会福祉施設費では、隣保館運営費で消耗品費の減額を、老人憩いの家管理運営事業では、契約実績に基づくトイレ改修工事費の減額を、総合相談充実事業では生活相談員に係る経費の減額を、それぞれ措置しております。

同じく27ページ、子育て支援推進費の子育て推進事務では、短期入所生活援助事業委託料及び我が家で子育て応援給付金の減額を、子育て支援センターでは

臨時職員通勤手当の減額を、放課後児童クラブでは子どもサポーター配置に伴う経費を、育児支援家庭訪問事業では家庭訪問支援員賃金の減額を、森のようちえん事業では支援事業補助金の減額を、それぞれ措置しております。

28ページの保育園費、保育園事務費では電算事務委託料、広域入所委託料、広域入所負担金及び地域型保育給付負担金の減額を、ちづ保育園事務費では人件費の調整のほか、賃金ほかの減額を、また、病児保育に係る園医委託料の増額を、それぞれ措置しております。

同じく28ページ、母子父子福祉費では、児童扶養手当給付事業で手当の減額を、母子父子生活支援事業では、自立支援教育訓練給付金など扶助費の減額を、児童館費では、本折児童館の臨時職員通勤手当の減額を、児童手当給付事業では手当の減額を、児童措置費の障害児通所給付等では障害児支援費の増額を、それぞれ措置しております。

29ページ、生活保護総務費の生活保護総務費では、人件費の調整を行っております。また、生活困窮者自立相談支援事業で住宅確保給付金の減額を、生活保護扶助費では生活保護扶助費の減額を、それぞれ措置しております。

概要書は4ページとなります。

予算書29ページの衛生費、母子衛生費の妊婦保健相談事業では妊婦健診手数料の減額を、未熟児等養育医療費給付事業では、未熟児等養育医療費の増額を、健康推進事業費では、健康診査事業で健康診査委託料の減額を、健康ポイント事業では財源の調整を、保健センター管理事業では燃料費及び光熱水費の増額を、それぞれ措置しております。

清掃総務費では、猫不妊去勢手術助成補助金の減額を、29ページから30ページにかけてのじん芥処理費、じん芥処理事業ではごみ袋購入費、一般廃棄物焼却事務委託料のほか、東部広域行政管理組合不燃物及び可燃物処理費負担金の減額を、30ページのし尿処理費では、東部広域行政管理組合し尿処理費負担金の減額を、合併処理浄化槽費では設置補助金の減額を、それぞれ措置しております。

30ページから32ページにかけての農林水産業費、農業振興費につきましては、農業振興費から農地中間管理事業までの各事業について、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

概要書はここから5ページとなります。

予算書は32ページの畜産業費では、県共進会中止に伴い、畜産共進会助成事

業費補助金を減額しております。

同じく 3 2 ページの地籍調査費は、事業の確定に伴う事業費の調整であり、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計操出金の増額措置をしております。

3 3 ページから 3 4 ページにかけての林業振興費では、森林整備地域活動支援交付金、森林作業路網作業復旧対策事業補助金の減額のほか、森林環境保全対策事業までの各事業について、それぞれ事業費の減額をしております。

3 4 ページの林道費の林道維持管理事業は、財源の調整でありまして、公共林道事業では県補助金の増額に伴う事業費の増額を、県営林道事業では事業費の確定による負担金の増額を、それぞれ措置しております。

3 4 ページから 3 5 ページにかけての商工費、商工振興費では、決算見込みに基づく事業費の調整のほか、消費税引き上げに伴う消費への影響緩和対策として実施される、プレミアム付商品券発行事業の準備事務経費を措置しております。

観光費の観光事業では、決算見込みに基づく事業費の調整のほか、各種観光パンフレットなどをデジタル化する経費を措置しております。

概要書は 6 ページとなります。

予算書は 3 5 ページでございます。同じく観光費の観光施設管理事業では、那岐山山頂に展望台を新設する経費を措置しております。

国際交流事業では、実績によるバス借上料の減額のほか、新年度に予定している韓国楊口郡職員の長期研修受け入れに伴う、家電等の購入経費を措置しております。

3 6 ページからは土木費となります。土木総務費では、職員の退職に伴う人件費の調整のほか、市瀬樋門操作委託料の増額を、安全安心なまちづくり推進事業では、実績に基づき木造住宅耐震診断事業委託料及び震災に強いまちづくり推進事業補助金などの減額を、道路維持費の道路維持事業では、道路等愛護事業交付金の減額を、除雪事業では除雪委託料の増額のほか、備品購入費及び除雪機運転手育成支援事業補助金の減額を、それぞれ措置しております。

3 6 ページから 3 7 ページにかけての道路新設改良費では、道路新設改良事業で県土木事業負担金の減額を、ふるさと整備土木事業及び社会資本整備総合交付金事業では、事業の確定に伴う事業費の調整を、同じく 3 7 ページの下水道事業費では、公共下水道事業特別会計操出金の減額を、それぞれ措置しております。

消防費の常備消防費では、東部広域行政管理組合消防費負担金の増額のほか、

鑑定評価委託料の減額を、また、起債同意額の決定に伴い財源の調整を、非常備消防費では実績による報酬、報償費、負担金の調整を、37ページから38ページにかけての消防施設費では、事業実績に基づく事業費の調整を、38ページの防災費では、実績見込みに基づく事業費及び負担金の調整のほか、昨年7月の西日本豪雨災害を受けて創設した、緊急災害対応事業補助金の交付実績見込みに基づく減額を、それぞれ措置しております。

38ページから39ページにかけての教育費、事務局費では、県立養護学校通学費委託料及び小中学生通学費補助金の実績見込みに基づく減額を、外国語指導助手招致事業、国際交流事業及び学力向上推進プロジェクト事業では、事業の確定による事業費の減額を、それぞれ措置しております。

概要書は7ページとなります。

予算書は39ページの小学校費、智頭小学校管理事業及び智頭小学校教育振興事業では、決算見込みに基づく事業費の調整でございます。中学校費、中学校管理事業及び中学校教育振興事業につきましても、同じく事業費の調整であります。

40ページの社会教育総務費では、社会教育事務費から家庭教育学級事業にかけての各事業につきましては、これも決算見込みに基づき、それぞれ事業費の減額をしております。社会教育施設費につきましては、久志谷地区集会所人件費の減額を措置しております。

40ページから41ページにかけての文化財整備活用費では、歴史の道整備活用推進事業で事業の確定による事業費の調整を行うとともに、国及び県補助金の変更に伴う財源の調整を、石谷邸保存活用整備事業では、決算見込みに基づき事業費の調整を、同じく41ページ、図書館費の新図書館建設事業では費用弁償の減額のほか、用地購入費の他事業への振りかえに伴う減額を、社会同和教育費につきましては高等学校等修学奨励金など、扶助費の実績見込みに基づく減額を、それぞれ措置しております。

42ページの保健体育総務費の体育振興費及び学校給食費は、決算見込みに基づく事業費の減額であります。体育施設費では、作業人夫賃の減額のほか、町民グラウンド照明灯撤去工事の見送りに伴う工事請負費の減額を措置しております。

同じく41ページの農地農業用施設災害復旧費及び林道施設災害復旧費、43ページの道路橋梁災害復旧費につきましては、いずれも事業量の確定に伴う事業費の調整であります。

同じく43ページ、公債費の地方債償還元金及び地方債償還利子につきましては、決算見込みに基づく措置でございます。

以上、合計3億8,346万6,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてでございます。補正予算書9ページをごらんいただきたいと思っております。

地方譲与税から町債まで、歳入と同額の合計3億8,346万6,000円と減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものでございます。

なお、主なものとしましては、地方交付税を現段階での実績により増額し、分担金及び負担金では災害復旧事業分担金の減額を、国庫支出金では、生活保護負担金及び災害復旧費国庫負担金の減額を、県支出金でも災害復旧費県補助金の減額を、繰入金では、教育施設整備基金繰入金及び消防施設整備基金繰入金の増額を、財政調整基金及びまちづくり振興基金繰入金の減額を、町債につきましては、公共事業等債及び一般単独災害復旧事業債の増額を、また、過疎債、学校教育施設等整備事業債、林道施設災害復旧債及び緊急防災・減災事業債の減額などを措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑に先立ちまして、3月補正予算概要につきましてはですが、改めて確認をします。一番左端のページ数につきましては、ページ数記入プラス1をしたものが正しいものでありますので、確認をさせていただきます。

これより質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出は款ごと、議会費から農林水産業費、商工費から公債費の2区分にわけて行います。

質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 6ページのこの繰越明許費のトータルの金額は幾らになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 執行部。矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今ちょっと計算を持ち合わせておりませんので、数値は控えさせていただきます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあ後ほど、これは委員会等でトータルの金額示していただけますか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） これは、それぞれの事業の繰越の状況についての限度額をお願いするものでございまして、合計が云々というものではないというふうに理解しておりますので、合計は計上はしておりません。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 議会としては、トータルがどのくらいになるかということも把握せんと、個々のそれは限度額というのはわかりますよ。トータルとして全体がこのくらいだというのは、やはり知識として頭に入れておく必要があるもので、後でいいですから合計になるものを示していただだけませんかと言っているもので、それでもだめだということですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） お望みでございますので、今、計算をしました。総額で8億630万円でございます、総額でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の議会費から農林水産業費までの質疑を行います。

質疑はありますか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 23ページのまちづくり推進費委託料、地方創生事業委託料の減額ですが、説明では育みの郷及び人材再生駐屯地における減額ということでしたが、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 育みの郷に関しましては、就労のマッチングをしようということで予算を組んでいたんですけども、就労のマッチングまでちょっとできないということでアンケートを実施することになりました。それに伴う実績の

減になります。

人材再生駐屯地に関しましては、受け入れとなる地区振興協議会のほうで予定をしておりましたけども、予定していた企業様のほうがキャンセルということがありましたので、実績として減となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく23ページのこのまちづくり支援事業が半額減額になっているんですが、実際には今、何件の申し出が、現状について、どのくらいのこれは進捗状況なんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 平成30年度に関しましては、2,000万円の予算に対しまして申請が1件ございましたので、それが限度額1,000万円ということで、1,000万円の実績減となっております。29年度からだと思うので、その辺の実績今、把握しておりません。また、委員会等で報告させていただきたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 28ページ、負担金、補助金ですね、交付金。このほのぼの枠が1,000万円少なくなっているんですが、これは入所した子どもたちが少なくなっただけで減額になったということなんですか、そこら辺の現状はどうなんですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） ここにつきましては、途中退園が多かったため減額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 29ページ、生活保護扶助費がこれが大きく減額ですね、補正で2,700万円。この要因というのは何だったんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 扶助費の減ですので、医療費等に関係するもので、医療扶助が少なかったことが原因だと考えております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。
次に、商工費から公債費までの質疑を行います。
質疑はありませんか。
9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 37ページの常備消防、用地購入費を補正で組んでいたんですが、現状について、これは契約が完了したのか、そこら辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 契約の内諾はいただいておりますが、4軒の所有者の方、3軒までは契約をいただいております。あと1軒のところは今月の12日だったと思います。ちょっと外に出ておられる方で、その日に契約をというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあ契約終了後には、場所や面積等について説明、補足説明的なもの、資料的なものが出てくるということによろしいですか。

○議長（谷口雅人） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 場所等、面積等につきましては、1月だったと思うんですが、総務常任委員会の資料に確か書いてお出ししたと思っておりましたが、また、確認はしておきます。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。ほかにありませんか。
8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 35ページの観光費、工事請負費が800万円ほど増額されていますが、この説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） かねてから要望がありました那岐山の展望台の事業になります。総務常任委員会でも説明はさせていただいたんですけども、国の二次補正が内示をいただき、交付決定もいただきましたので、今回予算計上させていただいています。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 36ページになるのかな、ふるさと整備土木事業の部分が下の道路新設改良費のほうだったか、ふるさと整備土木事業の工事請負の関係は、ですね。1,000万円減額になっておりますが、聞き漏らしたかもしれませんが、ちょっと減額要因をお願いします。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） ご指摘のふるさと整備土木ですけども、この1,290万円の中の1,000万円がふるさと土木にかかわる数字になります。これにつきましては、平成30年の7月豪雨の後に、もしかしたらふるさとで対応できる案件があるのではないかとということで、追加で補正で上げさせていただいた分になるんですけども、実際は総務課のほうが主管ですけども、緊急の補助事業を使われたりとか、ふるさとに該当する案件が正直少なかったということと、あと、業者のほうも手いっぱいだったりで、なかなか対応できる案件がないのじゃないかということで、結局使えずじまいというような形になっております。要因としてはそのような原因です。

○議長（谷口雅人） 6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） これも42ページですか、体育施設管理費、さっきの説明で減額の要因が町民グラウンドの照明の関係の見送りなんだと、これをちょっともう少し詳しい説明を。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 町民グラウンドの照明を予算化をしておったんですが、今回見積もりの中に電気設備の工事のほうがちよっと漏れておったという、見積もりをとった業者がちよっと漏らしておったというようなことがありまして、今回減額をさせていただきまして、また31年度に要求をさせていただいております。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29、議案第15号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書47ページをごらんください。

議案第15号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,972万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,476万6,000円とするものです。

歳出につきましては、54ページをごらんください。保険給付費につきましては、一般、退職とも実績見込みによる減額補正を行っております。保健事業につきましても、事業の実績見込みによる補正となっております。

歳入につきましては、52ページをごらんください。県支出金、繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30、議案第16号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 56ページをごらんください。

議案第16号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ36万円を増額しまして、348万3,000円としています。

まず、歳入について説明させていただきますので、61ページをごらんくださ

い。事業費の確定によりまして、住宅改修資金貸付収入を17万円増額、住宅新築資金貸付収入を19万円増額しておりますが、これは決算見込みによるものでございます。

次に、62ページの歳出についてですけれども、貸付金収入の決算見込みによりまして、一般会計への操出金をそれぞれ増額しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31、議案第17号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 63ページをごらんください。

議案第17号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,657万6,000円を減額いたしまして、3億1,128万7,000円としています。

歳出については、69ページをごらんください。ストックマネジメント基本計画の変更による減額を行うとともに、決算見込みによりまして消費税及び地方消費税を減額しております。

歳入は、68ページのとおり国庫補助金の減額、一般会計繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32、議案第18号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 70ページをごらんください。

議案第18号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,685万4,000円を減額し、4億5,162万7,000円としています。

77ページをごらんください。歳出では、7月西日本豪雨災害に伴います応急工事等の額が確定したことにより、決算見込みに基づき減額しております。また、工事費では県の道路改良工事に伴う下水道管公共ますの移転工事について、増額を計上しております。消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みに基づき減額を行っております。

歳入では、76ページのとおり、県支出金、災害復旧事業費補助金、一般会計繰入金、町債の調整、移転補償費の増額をしております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第33、議案第19号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書79ページをごらんください。

議案第19号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,208万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億894万5,000円とするものです。

歳出につきましては、86ページをごらんください。主な事業につきまして実績見込みに伴う減額と、介護給付費基金の積立金を措置しております。

財源としましては、84ページをごらんください。国、県、基金のルール分で調整し、繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第34、議案第20号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書90ページをごらんください。

議案第20号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,624万1,000円とするものです。

歳出につきましては、96ページをごらんください。社会福祉協議会運営貸付終了に伴い減額補正しております。

歳入につきましては、諸収入で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第35、議案第21号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書97ページをごらんください。

議案第21号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ486万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ8,890万2,000円とするものです。

歳出につきましては、103ページをごらんください。後期高齢医療広域連合納付金と保険料還付金の実績見込みに伴う減額補正を行っております。

歳入につきましては、102ページをごらんください。後期高齢者保険料、繰入金、諸収入で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第36、議案第22号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 予算書1ページでございます。

議案第22号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

資本的支出の金額を、7,233万1,000円から5,804万7,000円を減額いたしまして、1,428万4,000円にするものでございます。

内訳としまして3ページをごらんください。資本的支出建設改良費のうち、営業設備費と改良費にわかれております。営業設備費のトラックにつきましては、県、他町村、持っておられる給水トラックのサイズ、その他を調べて、30年度に予定していたものがちょっと合いませんでしたので、これを31年度に見直して予算を削除したものでございます。

改良費のほうの工事請負費につきまして、これも両方とも30年度施工が31

年度に本体工事のほうが変更になりましたので、あわせて減額したものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第37、議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）でございます。

予算書1ページをごらんください。

収益的支出におきまして178万8,000円を増額し、補正後予算総額18億6,895万2,000円に、また、資本的収入におきまして5,240万1,000円を増額し、補正後予算総額2億9,423万3,000円に、また、資本的支出におきまして4,674万7,000円を増額し、補正後予算総額3億7,477万円とするものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

医療機器更新による財源としまして、企業債の限度額について病院事業債を1,990万円増額し、補正後限度額6,990万円に、また、過疎対策事業債を2,290万円増額し、補正後限度額6,990万円とするものです。

続きまして、予算書13ページ、事項別明細書をごらんください。

収益的支出では、このたび更新しました画像格納装置に係る保守委託料のほか、施設老朽化による修繕料等をそれぞれ措置しております。

続きまして、22ページをごらんください。

資本的収入では、医療機器更新による財源として企業債及び県補助金を、また、資本的支出では、医療機械備品の更新及び応募者増により看護師奨学金の増額を措置しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 9ページの給与費明細書を見ましたら、給料は約500万円減、賃金も約800万円減、しかしながら、手当のほうは270万円増となっております。この手当の内訳を見てみますと、時間外勤務手当がかなりの金額を占めております。この関係性がちょっと理解ができないので、この要因というのを説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） 失礼いたします。

手当の増額につきましては、特殊勤務手当のうちに含まれます夜間看護手当のほう、国の基準のほうが増額になりましたので、30年4月に遡って措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。ほかにありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 23ページの器械備品購入費4,600万円ほど、聞いてもわからん内容かもしれませんが、素人目にわかりやすい、どんなもんだということ。

○議長（谷口雅人） 矢部病院事務部長。

○病院事務部長（矢部久美子） まず、画像格納装置を措置しております。これは、2月の民生常任委員会のほうでも資料をお示ししたとおりなんですけど、実はITインフラも含めて、電子カルテをことし更新したものにそれぞれ関連づいたものになっております。その全体を精査する中で、31年の改革プランで計画してあったものを予定を前倒すことによりまして、単年度でなくて複数年度で全体を見た場合に、約620万円の削減効果があるということが計算のほうで出てきてまして、それで31年でなくて30年に更新を導入するように判断したものです。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

執行部も含めて再開は15分。議員の皆さんは大至急全協室のほうにお集まりください。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時15分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、議案第14号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第14号 平成30年度智頭町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第15号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第15号 平成30年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第16号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第16号 平成30年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第17号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第17号 平成30年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第18号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第7号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第18号 平成30年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第19号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第19号 平成30年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第20号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第20号 平成30年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第21号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第21号 平成30年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第22号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第22号 平成30年度智頭町水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから議案第23号 平成30年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第38、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情等は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月9日から19日までの11日間を休会としたいと思えます。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、3月9日から19日までの11日間を休会とすることに決定しました。

来る3月8日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

3月20日は本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 3時24分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成31年3月7日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也